

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第26号 2008年4月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp12)

息子が教えてくれた駐車場の危険性

札幌市北区 佐藤京子

佐藤 博勇(さとう ひろむ) 当時7歳

駐車場とは車・人・自転車が行き交うとても危険な場所です。

それにもかかわらず、私有地である為さしたる決まりもなく(道交法適用外)、車の運転者のモラルのみに安全性を任されています。

平成6年7月28日、夏休み、友人と二人で友達の家へ向かうところでした。駐車場内を自転車で走行中宅配業者のワゴン車に衝突されました。

加害者は駐車場で二人の子供を確認したにもかかわらず、車の前方で一人の子供を発見、目視し、ブレーキをかけず走行、次に来た息子博勇が轢かれました。加害者は見通しのよい駐車場でどうして息子を巻き込んでしまったのか?

一番大切な脳幹を損傷し、即死に至らしめるだけの行為をした加害者に対して、法はどうして裁いてはくれないのか?

小さな命と引きかえに教えてくれた博勇の最後のメッセージを一人でも多くの人に伝えていきたいと思います。博勇も天国から応援してエールを送ってね。

博勇元気になっている?

天国で少林寺は続けているかな?

あいかわらず明るく元気にたくさんのお友達を笑わせたりしているよね

たまには私達のところにもひょうきんな顔を見せに来て欲しいなあ

とっても淋しいんだから お願い!

(母)

小学校に寄贈した「博勇文庫」



ひろむ ぶんこ
博勇文庫とは

交通事故により
小学2年生でこの世を
去った子供の名前をとり
名付けました
この笑顔のように
子供たちが楽しく元気で
すごしてほしいと願い
本を寄贈しました
交通ルールを守り
事故にあわないように
気をつけて下さい

- 「いのちのパネル」より -

今号の主な内容

「この靴で博勇は一生懸命駆けた」(佐藤京子) 「被害者参加制度と被告人の防御」(内藤裕次)

～ 講演記録 諸澤英道教授「被害者の尊厳と権利を護るために」(下)

「命の絆」をテーマに高校で講話して(高石洋子) 交通教育の課題その3(前田敏章)

「いのちのパネル」小冊子の活用を(小野 茂) 真実を求めて、民事裁判の闘い(白倉博幸)

「生命のメッセージ展in札幌」「0(ゼロ)からの風」上映会(6/6～8)にお越し下さい(水野 親)

この靴で博勇は一生懸命駆けた

6月の「生命のメッセージ展in札幌」から参加します 札幌市 佐藤京子

2002年5月、札幌での「生命のメッセージ展」に足を運びました。会場に着くと沢山の人型パネルと「生きた証」である靴、そして遺された家族のメッセージ。一つひとつ見ていくうちに息子と同じ歳くらい人型パネルがあり、涙が止まりませんでした。

メッセージ展の帰り道、息子のメッセージを載せたい、皆と一緒に歩きたい、と思いました。主人に話すと、「人型パネルはとても辛くてできない」と言われました。パネルがだめなら、息子への想いを千羽鶴という形でと考え、以降皆と一緒に千羽鶴を連れて行って頂いています。(写真右)

あれから6年、13回忌も過ぎ、娘も亡くなった息子の歳を超えました。6月に札幌で2回目のメッセージ展をすると聞き、もう一度主人に話してみました。主人は「そろ



東京丸の内会場の千羽鶴

そろ出してみようか」との返事。早速気の変わらないうちに入会の用紙を送ってもらいました。いざメッセージを書こうとすると今度は自分が書けず、やっとお彼岸の中日に原稿を出しました。当時の身長が分からず、主人と一緒に幼稚園の身長から絶対これだけは伸びているという丈を記し、靴は娘も交えて選びました。

2年生の最後となった運動会の前、「この靴では速く走れない。ひもぐつ買って」と言われて仕方なく買ったものですが、前の靴はボロボロで悲しくなりました。でも、そこには一生懸命駆け抜けた息子の生きた証あかしがありました。

しかし、運動会のために買ったお気に入りにもぐつは、クルマにひかれ市立病院で脱がせるために、ひもを切られてしまったのです。

家族みんなで人型パネルにたずさわってほしいと思い、パネルの作製・立ち会いは東京にいる長男に頼みました。これから決める写真は少林寺の写真をとっています。つらいけど、沢山の息子の最期のメッセージを伝えていきたいと思えます。

息子には、みんなと一緒に、いろいろな所に、以前のように「いってきまーす」と元気よく出かけていって欲しいと思います。(1面の手記参照)

ミニコラム

被害者参加制度と被告人の防御

弁護士 内藤裕次(当会副代表)

刑事手続きにおける被害者参加制度が、平成20年中に実施されます。これは、被害者が検察官とともに法廷に出席し、被害者(または代理人弁護士、検察官)が情状証人や被告人に質問するという制度です。

この制度に対しては、被告人の防御範囲が不当に広がるという批判があります。というのは、訴訟当事者が事前に把握していなかった事実が争点になる可能性があるからです。

さて、そうでしょうか。事件は認めており、情状だけが争点の事件を例にして考えてみましょう。

傷害事件で被告人の妻が情状証人として出廷し、「20万円を弁償金として提供しましたが、被害者の方は何も言わず、受け取ってくれませんでした。」と証言したとしましょう。裁判所は、「そうか、20万円という妥当な金額を提供したんだ

な。誠意は示したのだな。」と思うわけです。

しかし、真実は、妻が弁償を提供する際、「たいした怪我じゃないですよ。詐病じゃないですか。弁護士が払えと言うから、どうぞ。」と言ってお金を投げてよこしたため、腹が立って受け取らなかった、というものだったとしましょう。

従来の裁判ならば、被害者は傍聴席で、「そうじゃない」と言いたいのを我慢してこらえるしかできませんでした。しかし、被害者参加をすれば、妻がそのときどんなことを言ったのか、質問ができ、真実を明らかにできるのです(すなわち被害者参加によって、「妻の言動」という事実の存否が、訴訟当事者が事前に把握していなかった争点となります)。

この事例をみて、被告人の防御範囲が不当に広がるといえるでしょうか。このような争点は、被害者

参加がなければ素通りされてしまうものでした。しかも、「妻が弁償金を提供した」という事実が裁判のマナ板に乗っかっている以上、それが真実かどうか、その事実をどのように評価すべきかは、本来審理(被害者による反対尋問を経た料理)をしなければいけないはず。そして、その事実をマナ板に乗せた以上、被告人はもともとその事実について防御をすべきことが予定されていたといえます。従って、不当に広がるとまではいえません。

そのうえ、私には、真相が明るみに出ない裁判は、不当な裁判だとは思えません。さらに、適切な処罰も実現できないと思います。このような正当な裁判という利益とも比較すれば、被告人の防御範囲が「不当に」広がるとは言えないと思うのです。

講演記録

被害者の尊厳と権利を護るために(下)

～基本法制定後の支援のあり方を考える～

常磐大学大学院教授 諸澤英道

【講師略歴】

学校法人常磐大学理事長・常磐大学大学院教授
 専門：被害者学、犯罪学、刑事法学、刑事政策学、少年法制
 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了
 世界被害者学会理事、国連国際学術専門評議会理事、国連犯罪防止会議被害者問題専門委員、アジア刑政財団学術評議員、日本被害者学会理事
 (社)いばらぎ被害者支援センター顧問、全国犯罪被害者の会(あすの会)顧問
 1975年以降、被害者学関係のほぼ全ての国際会議に日本代表として参加し、被害者支援の標準マニュアルづくりに携わる

2007/10/16 札幌市「かでの2・7」



被害者の人権とは

被害者のための正義

被害者のため正義(Justice for victims)という言葉は、イギリスの刑事政策の専門家マージャーリー・フライという人が1950年代に最初に使ったのですが、Justiceというのは、司法とか裁判という意味ではなく本来は正義です。2世紀半かけて作ってきた今の近代刑事司法は、被害者を排除してしまう。日本では「蚊帳の外」という言葉がありますが、欧米では「忘れられた人々」という言い方をします。フライは、それではいけない、被害者を排除した近代法は正義に反する、被害者のための正義を実現しなければならない、という事を最初に言いました。被害者問題は正義の問題であり、これをやらなかったら正義が実現していないという事です。

それに対して犯罪者を守る事が正義だと言っている人達がありますが、その理解はおかしいし、日本は非常に偏った考え方であるように思います。

国連は1980年以降「国連犯罪防止会議」において「被害者のための正義」はどうあるべきか検討し、1985年には「国連被害者人権宣言」(正式名称は「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する国連宣言」)を決めました。ここにもJusticeという言葉が出てきます。

被害者の権利確立に遅れた日本

欧米では、被害者の権利確立を求める運動が50年代から始まり、60年代になると、被害者運動を行った人達が国に補償制度を作らせ、そして70年代になると自分たちも支援活動を始める。80年代になると国が法整備を始める、国連が動き出す。90年代には、もう一通りやってきたので40年間やってきたことの点検評価

が始まる。そして今、21世紀は国際的な提起です。

今、日本政府が必死になって被害者問題に取り組んでいる背景として、日本人がアメリカに行って被害を受けると、アメリカのスタンダードで色々処遇されますが、アメリカ人が日本に来たら、日本は遅れていてスタンダードは何も無く、平等になっていないと突き上げを受けていることがあります。先進国でやっていないのは日本だけではないかと。日本は非常に遅れました。特に80年に犯罪被害者等給付金支給法が出来ましたが、これが唯一の被害者対策でした。その後世界が大きく動いたのに、日本は何も無く、空白の80年代と言われ、90年代によやく動き出したのです。

1から7の軸でみると、5までは何とかやってきたが、6と7はこれからの問題だろうと思います。

1. 被害者運動
2. 被害者補償制度の導入
3. 民間の被害者支援
4. 被害者のための法整備
5. 被害者の権利を明記する
6. 被害者補償制度の点検評価
7. 被害者保護の国際連携

被害者の人権は国際的コンセンサス

被害者の人権について間違った理解の典型例を一つだけあげます。2000年に出た「人権を疑え!」(宮崎哲弥著、洋泉社)という本があります。その中に「被害者や被害者の遺族の立場は、直接的には対公権力の関係にありませんから、人権問題の領域にあるとは言えないのです」と、被害者の人権などという事を言う人がいるようだけでも、それは間違いだと堂々と書いているのです。これは外国に持っていったら一笑に付されます。80年には被害者の権利とか人権という言葉は国際的コンセンサスになっていたのですから。

被害者の人権規定がない日本では、憲法13条(注)の一般国民の人権の条項から拡大解釈して被害者の人権を導くわけです。

一方、犯罪者の権利については、第31条(法定の手続の保障)から第40条(刑事補償)までの10か条もあるのですが、自民、公明、民主、少なくとも3党はいずれ憲法改正する時には、被害者条項を入れなければならないという点では共通していますので、近い将来、憲法に明記される事が期待できます。

注)憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

人間の尊厳が問われている

被害者の権利というのは固有の問題であり、一般の人の人権から導いてくるものではありません。今日のテーマである人間の尊厳が問われているのです。85年の「国連被害者人権宣言」の第4項では、「被害者は、その尊厳に対して共感と尊敬の念をもって扱われる」という条項がありますが、それは、被害者は社会の中の気の毒な存在ではなく、人間として尊厳が最大限に尊重されなければならない。国家は、被害者の権利を保障し、被害から立ち直って社会復帰するためのありとあらゆる支援を行わなければならない。社会の人々は被害者に対する偏見を持つことなく、被害者が住みやすい「被害者にやさしい社会」を作るように努力しなければならないことを意味しています。

被害者問題は、人間としての、あるいは被害者としての尊厳を問われているという事です。かわいそうだから、気の毒だからではありません。胸を張らなくてはいけない。そういうものを実現しなくてはいけない。

被害者の基本的人権とは

被害者の人権に関する4つの原則

(諸澤英道「被害者の権利と被害者学」1975年より)

- 1 人権侵害されたものは被害者である。(被害者の定義)
- 2 人権を侵害されようとしている、いわゆる潜在的被害者の権利は守られねばならない。(被害の予防)
- 3 被害者の侵害された権利は、回復されなければならない。(被害の治療と回復)
- 4 被害回復の過程において、被害者には保障されるべき権利がある(被害者の法的地位)

これは私が1975年に書いた論文です。30年ぶりで注目されるようになりました。

例えば2項、潜在的被害者の権利は守られなければならない。警察に救いを求めると、警察はちゃんと対応しなければならないというような話です。3項の部分だけは日本で今、一般的に理解されるようになり

ました。それから4項、究極はこれだと思っています。例えば、刑事訴訟法が改正されて被害者が被害者参加人として、バーの中に入り検察官の脇に座れるようになりましたが、このように、自分の受けた被害事件の裁かれる場に直接関係する事が出来るという権利です。

「国連被害者人権宣言」の被害者の権利

「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する国連宣言」(1985年採択)の要旨

- 1 保護の対象となる被害者とされるためには加害者が特定されていなくても、逮捕・起訴されていなくても、有罪にならなくてもよい。また、被害者の親族、被扶養者のほか、被害者を助けようとして被害を受けた者も、被害者に準じて保護される。
- 2 被害者は、その尊厳に対して同情と尊敬の念をもって扱われる。
- 3 被害者には、司法制度に参加して、速やかな損害回復を求める権利がある。
(犯罪者が裁かれる全プロセスに関わることができる)
- 4 被害の回復は迅速で、公正で、費用がかからず、利用しやすい方法で行われる。
- 5 被害者には、司法および行政の手続きの各段階で知る権利がある。
- 6 被害者は司法手続きのそれぞれの段階で援助を受けることができる。
- 7 被害者のプライバシーは守られる。
- 8 被害者やその家族、証人は、生活の安全を保障される。
- 9 被害者は、速やかな国家補償(compensation)を受けることができる。
- 10 犯罪者および被害に責任がある第3者は被害者に被害弁償(restitution)をしなければならない。
- 11 被害者は、政府、ボランティア、地域の各種機関から、さまざまな支援と援助を得られる。
- 12 国は、被害者補償のための基金や財政をつくらなければならない。
- 13 国は、被害者にかかわる専門の職員に定期的なトレーニングを行わなければならない。

3)の犯罪者が裁かれる全プロセスに関わる事が出来るということは大事です。以前は問答無用で「何言ってる」という感じだったのですが2年くらい前から日本でも通るようになりました。4)の被害回復は早ければ早いほどいい。けがをした場合、何分何秒を争い救急車で病院に運ばれ、応急処置をします。これは当然の事として行われています。救急救命は早いほど助かる率は高い。被害者問題も同じです。被害を受けた直後に、「危機介入」(クライシスインターベーション)し、一刻も早く支援しなければいけない。初期の支援によって、後が全然違う。

費用の問題ですが、いわゆる年金や保険とは違うのです。被害者問題は、人間としてこの世に存在できる

かどうかの尊厳の問題ですから、費用は全部国持ちで、元の状態に回復できるという補償をしなければならない。100%とはいかないまでも80～90%まで欧米ではやっているわけです。日本では、今のところ給付金しか無く、被害者が実際に事件から立ち直るにかかった何百万、何千万円のうち、公的なお金でもらえるのはおそらく1割にもなっていないと思います。被害者が立ち直るのにお金がかかるというのは駄目だと、国連が言っているのです。「早く」「公正に」「平等」「利用しやすい」が四つの原則です。

プライバシーの問題

プライバシーの問題は、基本計画が出来た時にマスコミとの関係で議論がありました。日本では、犯罪者の報道については、匿名とかプライバシーという事が強く言われます。1980年代、特にマスコミ界に犯罪者の匿名報道が始まり、かつて呼び捨てにしていた犯罪者を「容疑者」という呼称を付けるようになりました。

被害者の側に関しては、原則匿名であるべきです。私の「被害者の為の正義」という本に、国連が各国のメディアに奨励している倫理コード案を紹介しています。例えば、被害者の承諾なしに実名で報道してはいけない、お葬式の映像を勝手に撮ってはいけない、もちろん遺体の撮影など絶対にやってはいけない。報道だけでなく撮影をしてはいけないなど。そのくらい被害者のプライバシーは守られなければならないのです。

確かに、70年代から80年代にかけてスウェーデンなどの北欧の国々で犯罪者報道の匿名化が進みましたが、その後実名報道に戻りました。アメリカやイギリスでも、多くの新聞が実名、呼び捨てです。今、匿名が一番真剣に取り組んでいるのは日本です。匿名にすべきというのが正論かもしれませんが、少なくとも被害者の報道の基準と比べると全く逆だろうと思います。

専門家のトレーニング

被害者に接触する専門家が被害者の事をわかっていないということがあります。臨床例があまりないのでしょう。例えば、児童が殺された池田小学校事件の時、精神医学の専門教授達が協力して子供達の支援をということになったのですが、その修羅場を経験した児童達に、思いだして絵を描いてごらんということをやった。これは心理療法の手段としてあるのですが、被害者に対して、まして子供にはやってはならないというのは国際的に誰でも知っている話です。それを専門家がやっている。大学に勤務していると現場との接点が少ない。

ですから、被害者と向き合って診察や診断をするのではなく、被害者と同じ側に座って被害者と心と同じくして話しをする、という事を専門家がやっていれば、犯すはずのない過ちなのですが、まだまだ専門家は被害者の事を研究の対象としか見ていないのではないかと

という気がします。

自分の場合、沢山の被害者から話を聞いてきましたが、ファイルを作っていない。研究する事と支援する事の狭間ですね。研究者として名を出そうと思えばデータをとった方が早道ですが、今でもファイルを作る気はありません。頭の中で、心の中で理解すればそれでいいと思います。そう言う意味で、専門家をしっかり教育しなければいけないかもしれません。

世界被害者学会での議論

(1984年の国連ワークショップ)

- ・ 国家は、犯罪者から被害者への弁償を容易にするために、刑事裁判で有罪になった犯罪者に対して、同じ裁判官がすみやかに民事の賠償を命ずることができる制度をつくるべきである。
- ・ 刑事司法手続きにおいて、被害者には次のような権利があることを明記しなければならない。
 - 刑事司法手続きのすべての段階で、その事実を知る
 - 専門用語ではない平易な言葉で説明を受ける
 - 手続きのすべての段階に在廷し尋問を受ける
 - 抗弁、取引などに同席する。
- ・ 警察、検察、裁判所は審判上必要な場合を除いて被害者の氏名、住所等を公表してはいけない。
- ・ 被害者の権利に関連して、次のような補充措置も必要である。
 - 公判期日は、被害者の都合を考慮して決める
 - 法廷に被害者専用の通路や控え室を設ける
 - 被害者を特定できるような情報については、被害者が希望する場合は、原則として非公開とする
 - 被害者のプライバシーを侵害したり社会復帰を妨げる者に刑罰を科すことができる。
 - 裁判の経緯は、適宜被害者に知らされる。
 - 求刑、仮釈放などについては被害者の意思を尊重する。

これは世界被害者学会が84年(国連会議の前)に、ぜひ盛り込むべきと決めた事です。国連宣言というのは、憲法と同じように非常に抽象的なので、その表現はこういう事を意味しているという内容です。

例えば、裁判で被害者には、分かりやすい説明を受ける権利があります。裁判を傍聴していてよくわからないというのは問題です。法廷に被害者控え室を設ける、これも日本で一部始まりました。被害者を特定できる情報は原則として非公開とする。これも性犯罪ほかごく一部の犯罪ですが実現しました。被害者のプライバシーを侵害したり、社会復帰を妨げるものに対して刑罰を科すべきだと。これはなかなか日本で議論出来ていない。それから裁判の経緯は裁判官の責任において被害者遺族に内容を説明しなければいけない。求刑とか仮釈放については被害者の意思を尊重する。

こういう事が20年以上前に国際的に決まっていますが日本ではこの2、3年でようやく一部が動き出したのです。

刑事司法への参加について

被害者参加について欧米の取り組み

- ・ アメリカでは 1982 年の大統領特別委員会が被害者とその家族の刑事裁判への参加を認めるべきであると指摘した。
- ・ ドイツでは、1976 年の被害者保護法で、すでに限定的ながら、私人訴追のできる被害者の刑事裁判への参加を認めており、その後数次の改訂をしている。
- ・ フランスでは、1808 年の治罪法時代から刑事訴訟における私訴権が認められていたが、1957 年の現行刑事訴訟法でも、私人訴追制度が引き継がれた。

被害者の刑事司法参加権

- ・ 積極的参加： 法廷での質問、求刑、上訴など
- ・ 消極的参加： 被害者の意見陳述
- ・ 知る権利： 優先傍聴、被害者通知制度
司法参加と知る権利とは別

今年の通常国会で被害者の裁判参加制度の法案が通りました。参加は問題だと反対する人たちがいますが、ドイツでは 30 年の歴史があります。また、ドイツもフランスも、検察が起訴しない時には被害者が自分で刑事裁判を起こし、原告になって被告に対して求刑が出来るという制度（私人訴追）があります。日本でも是非やったらいいのですが、この前の法改正では実現せず、検察が行っていく刑事裁判に被害者は、パートナーとして参加出来るという所にとどまっています。

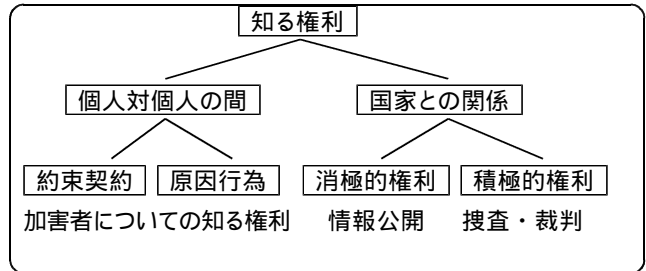
ただ、1990 年の最高裁判所の判例では、刑事裁判というのは公益の為にあり、被害者の為にやるのではないと言っていました。2004 年の犯罪被害者等基本法の中に、刑事裁判は公益の為にを行うと同時に被害者の為に明記されましたので、それにあわせて法律の改正が今後進んでいくわけです。

来年からはじまる参加制度では、検察官の求刑に被害者が意見を言えます。検察官が「懲役 10 年を求めます」と言ったら、その後被害者は、「いや私は懲役 15 年を望みます」と言う事が出来る。そこまでは実現する事になりました。2000 年に成立した意見陳述は消極的参加ですが、今回実現するのは積極的参加です。これまで権利ではなかったのですが、基本法で「権利利益」と明記されましたので、今後権利という視点で書き直さなければなりません。



知る権利について

被害者の権利の中で最も重要な権利は「知る権利」があることを知らされる権利
知る権利は、被害者のすべての権利の基本



知る権利の法的性格

- 「知る権利」には、
- 表現の自由の派生原理としての「知る権利」
 - ～ 対国家権力との関係の権利 ～
 - 個人対個人の関係における説明義務
 - ～ 原因行為論から ～

の二つがあります。

被害者の知る権利は、原因行為論から導き出されません。加害者が被害という結果を作ったから、その原因行為を行った加害者に対して被害者には知る権利がある。個人間において原因行為、約束、契約などをした場合、その一方の当事者は他方の当事者に対して、結果についての責任を負うと同時に説明義務を負うということで、被害者は加害者に対してその結果についての説明を求める権利があるという理論が出てきます。

被害者の知る権利は一般の人の知る権利とは違う、当事者としての固有の権利であり、憲法上から引き出されるものではないのです。

公判での被害者への配慮

- 遮蔽物を設ける
- ビデオリンク
- 付き添い
- 意見陳述
- 閲覧、謄写
- 和解調書

この何年かの間で被害者の為の法改正がなされましたが、現在、法律で規定されているものはここにあげた6つです。でもこれは、刑事訴訟法または犯罪被害者保護法に書かれているもので、権利ではなく配慮の対象としてです。2000年の法改正で出来ました。当時、私は残念ながら権利になってないけども、全国各地の被害者がこの制度を利用して訴える必要がある。訴えてこれが当然の事になればやがて、法律上明記されて権利になるというような事を盛んに言いましたが、基本法が出来た事によって、これを権利として明記することがいずれ実現するだろうと思っています。

遮蔽物を設けるのは被害者が証言に立つときだけなので、傍聴する時も配慮の対象となるように具体的

に書かなくてはいけない。ビデオリンクというのは、双方向のビデオ装置で証言する、つまり法廷ではなくて別室で証言するのですが、これも被害者が証言する時だけです。そういう事でさえも、まだ実現していない。

今後の課題 ～被害者の復興期に向けて～

- 1 国の負担と地方の分担
国：法整備 地方：被害者支援への協力と補助金
- 2 刑事、司法手続きの、それぞれの段階での知る権利の保障
- 3 被害回復の支援のためのシステムづくり
- 4 専門家の教育
- 5 国民の正しい被害者理解のために
- 6 さまざまな被害類型ごとの支援と保護

支援に関わる国と地方の関係について

今後の課題として国の負担と地方の分担があります。基本法では国の責務と地方公共団体および国民の責務と三つ書かれていますが、地方公共団体が何をやるかという事はほとんど分かっていません。被害者問題は全国レベルで動いていたために、本来は地方でやるべき事が何もなされていません。

ヨーロッパのいくつかの国もそうですが、例えばアメリカでは州が、被害者に対して直接お金を払う補償金と、被害者支援をやっている団体に補助金とを出します。州単位で行われ、その会計年度の実績の35%は翌年連邦から州に補助金がくる。これは非常に良い制度だと思っています。都道府県がまずやって、翌年に国がその何割かを補助金で交付する。

被害者支援活動というのは、全国レベルの範囲ではなくて、その地域、地域での被害者支援活動があって、それに対して行政機関である北海道や市町村が活動を支援する、お金も出す、必要であれば人も出す。こういうふうになっていかなければと思っています。

国民の正しい理解で被害者に優しい社会を

国民の正しい被害者理解、これが究極の目的です。被害者に対する暖かい優しい社会作る、人々の意識を変えろということ。日本の社会は被害者に対する偏見が非常に強い国の一つです。被害者に対して、何かしたからやられたのではない、何もしていなかったらやられる訳ないよというふうに見ます。殴られた人は何か挑発したのではないのか、事故に遭った人は、ちゃんと歩道を歩いていなかったのではないのか、信号無視したのではないのか、そうまず思う人が沢山いるのです。

これはおかしいです。ちゃんとルールを守っていても轢かれる方が多い社会です。ですから被害を受けたら「何かしたのではないの」という原因追求型の発想をやめて、「それは大変な事になったね、どうしたの?大丈夫?」と、これからどうすればいいか、どうすれば立ち直れるか、というふうに未来に向けて考える発想が必要だと思います。そう言う意味で言えば、これはやっぱり国民性を変えるというくらいの大きなテーマだろうと思います。

(もろさわ
ひでみち)

本講演要旨は
2007年10月16日の
記録テープを基に、
編集者の責任で文
章化し見出しをつ
けたものです。

江差町 柳谷さ
んから寄せられた
絵手紙



書籍紹介

「トラウマとサポート
犯罪被害者遺族」
小西聖子編著 東京書籍 1998年

遺族のあり方に「正しいゴール」はありません。実際に被害に遭遇した人々の気持ちを、ありのままに聞き取りしている著書です。それぞれ一人一人が違うように、受け止め方、回復の仕方に大きく差があります。悲しみを表現できる人、押さえ込んでしまう人それぞれです。家族であっても、夫婦であっても、大人と子供、それぞれ違います。

聞き手は、話を聞いてあげることの目標は、一時間聞いてあげて、その一時間が楽になればいい。ご飯が食べられればいい、と思うことです。二時間たったら元に戻ってしまうかもしれませんが、それでもいいと思わなければなりません。

セルフヘルプグループと個人カウンセリングの二本立てを事件後早めに確立することがいいのではと、書かれています。
(荻野京子)

事務所には他にも有益な参考図書があり、貸し出ししていますのでご活用下さい。